資料１

**《　国民健康保険制度改革　》**

**大阪府・市町村国保広域化調整会議　～平成27年度検討状況とりまとめ（案）～**

**(1) 保険料率の取扱い**

市町村が府に納める事業費納付金は、府内全体の保険料収納必要額を各市町村の被保険者数と所得水準

で按分し、市町村間での医療費水準は反映しない

【医療費水準の格差】H25約1.4倍（年齢構成の補正後 約1.2倍）＝ ほぼ平準化

　　　　　　　　　　　　　　　　《全国》最小：栃木県 約1.2倍　　最大：東京都 約3.3倍

**統一保険料率（府が定める標準保険料率＝市町村が実際に定める保険料率）**

○ 賦課方式・・・・「３方式」基本（介護分は「2方式」も含め検討）

　　　　　　○ 賦課割合・・・・応益（均等・平等）分「７(35)：３(15)」基本

　　　　　　　　　　　　　　 　応能（所得）分　全国平均と比較した所得水準に応じて按分した比率

　　　　　　○ 賦課限度額・・・政令基準（国基準）

　　　　　※　H28年度導入予定の事業費納付金等算定システム等を用いて試算

　　　　【例外措置】

①財政安定化基金への償還財源確保のための保険料率上乗せ

　　　　　②累積赤字解消・保険料減免・一般会計繰入れ解消による激変緩和等のための

保険料率上乗せ・一般会計繰入れ（激変緩和措置期間限定）

**(2) 保険料・一部負担金の減免の取扱い**

　原則「共通基準」で統一（激変緩和期間中に限り差異を容認）

**(3) その他、主な統一項目**

○ 出産育児一時金：政令基準どおりの内容で府内統一(404,000円＋産科医療補償制度加入の場合16,000円)

葬祭費：5万円

○ 保健事業：共通基準（最低ライン）設定 ※詳細は今後検討

　　○ 被保険者証　※詳細は今後検討

**(1) 医療費適正化・収納率向上のためのインセンティブ方策　～被保険者への還元方法～**

　保険給付費等交付金の特別給付分等を活用し、市町村の裁量による取組みを実施　※詳細は今後検討

　（「共通基準」を超える各市町村独自保健事業の実施など）

　**(1) 事業費納付金算定上の予定収納率の設定**

　　　各市町村の実収納率を基本としつつ、規模別基準収納率との差に応じて±αを設定　※詳細は今後検討

　**(2) 保険料の激変緩和措置**

　　　激変緩和措置は６年の範囲内(＊)で実施　※保険料率の試算結果を踏まえて決定

　　　　(＊) 国が措置する激変緩和用の特例基金の活用期間

　**(3) 累積赤字の解消に向けた指導強化**

原則としてＨ29年度までに累積赤字は解消

（やむを得ない場合に限り、Ｈ30年以降、市町村の責任で繰入れ等による解消を容認）

【参考】H27.9 大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準を見直し（策定対象団体を拡大）

**統一保険料率をめざした仕組み**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

**【参考】**

1. **大阪府・市町村国保広域化調整会議での検討経過**

|  |  |
| --- | --- |
| H27.5 | 第１回国保広域化調整会議 |
|  | （財政運営検討WG、事業運営検討WG　各４回開催） |
| 10 | 第2回国保広域化調整会議《中間まとめ（今後の議論の方向性）》 |
| 12 | 両WG再開（以降、各４回開催） |
| H28.1 | ～ 国からガイドライン案提示　～ |
| 2 | 両ＷＧ《今年度のとりまとめ（今後の方向性）》 |
| 3 | 第3回国保広域化調整会議 |

1. **国保制度改革に向けた主な準備事項**

　　　　H27年度　　 国保財政安定化基金を設置（2月定例会　条例可決・成立）

　　　　H28年度　　 国保運営協議会を設置（9月定例会　条例案提出予定）

　　　　　　　　　　 国保運営協議会に事業費納付金・標準保険料率・国保運営方針の各案を諮問

　　　　H29年度 　 国保運営協議会からの答申を受け、事業費納付金・標準保険料率・国保運営

方針を決定、関連条例等を制定（9月定例会　条例案提出予定）

**その他**

**地域の実情に応じた一定の差異を認める仕組みづくり**